

行田羽生資源環境組合管理者の専決処分事項の指定について

令和4年4月18日

議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、管理者の専決処分事項として、次のとおり指定する。

- 1 法令により当然必要とする条例を改廃すること。ただし、使用料及び手数料の徴収に関する条例を除く。
- 2 法律上組合の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額を定めること。
ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金又は他の損害賠償保険金等により賠償金が補填される事故については、その額に100万円を加えた額以下の額とする。
- 3 法律上組合の義務に属する1件100万円以下の損害賠償請求事件について、和解（裁判上の和解を除く。）すること。
- 4 前2項に規定する損害賠償額の決定又は和解に伴い、当該予算を定めること。
- 5 地方自治法第243条の2の2第8項の規定により、職員の賠償責任を免除しようとする場合において、当該賠償責任の額が10万円以下のものを免除すること。